

令和7年4月25日(金)  
篠田 奈保子 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

1問 統計資料によると、令和5年の民事判決だけで総数が約25万件と多数に及ぶが、このような大量の判決の仮名処理を実施するについて、どの程度の規模の人員を必要とすると想定しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、仮名処理やデータベースの整備・運用について、民間に蓄積された知見や技術を生かして、適正かつ確実に業務が行われるよう、一定の要件を備える民間団体に当該業務を行わせることとしており、業務効率化を図るためのAI技術を積極的に活用するなどして、適正かつ確実に仮名処理を始めとする業務を遂行することが期待される。
- 仮名処理に必要な人員体制については、指定法人において業務の効率化を図るためにどのようなシステムを用いるかなどといった事情によることになるので、現時点で確定的なお答えをするのは困難である。
- なお、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)において紹介された実証実験の結果では、AIを利用して仮名処理を行い、出力された結果を手で二重に確認する方法を前提として、1件当たりの作業時間は平均十数分であり、年間約20万件の判決の仮名処理を16人程度の体制で確認・処理できるとされている。

(参考1) 判決で終局している事件数の推移

○ 既済事件のうち終局事由を判決とするもの(件数)

判決種別			令和3年	令和4年	令和5年
簡易裁判所	民事通常訴訟	第一審	147,224	149,229	167,604
	少額訴訟	第一審	2,398	2,481	2,668
地方裁判所	民事通常訴訟	第一審	59,988	60,308	67,986
	民事通常訴訟	控訴審	2,019	2,076	1,857
	行政訴訟	第一審	1,514	1,476	1,512
高等裁判所	民事通常訴訟	控訴審	7,286	8,458	8,542
	民事通常訴訟	上告審	371	409	422
	行政訴訟	第一審	184	191	164
	行政訴訟	控訴審	638	701	771
最高裁判所	民事通常訴訟	上告審	29	27	19
	行政訴訟	上告審	17	26	50
合計(件数)			221,668	225,382	251,595

出典：令和3～5年司法統計年報

(参考2) 日弁連法務研究財団の実証実験(体制関係)結果(民事判決情報データベース化検討会第5回会議(令和5年2月22日実施)議事録)

この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。この実験では、第一法規株式会社様による仮名処理基準に基づいて仮名処理作業を行っているところです。この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。1人の担当者の修正作業というのは、仮名処理システムによって仮名処理が施された判決文が画面に表示されまして、その表示されたものに対して適宜修正を加えて仮名処理を完璧にするという作業になっています。その後、別の担当者がダブルチェック作業を行うということになっています。ここでは、最初の担当者が実施した修正作業によって完璧に仮名処理がされた判決文が画面に表示されるので、それに対して適宜

修正を加えて仮名処理を行い、完全なものにするということになっています。このように、ここで書かれている二つのシナリオでどのくらい時間がかかるかというものを調べております。一つ目の全文シナリオは、図の中の「1 全文確認修正」とされているものですが、これは仮名漏れも仮名し過ぎも排除するというをゴールとしています。この判決文の全文を上から下まで確認して、完璧な仮名処理を実施するというものを考えています。二つ目はその下の方にある「2 機械出力のみ修正」になります。この機械出力のみの修正は、システムをもう少し信頼して、仮名漏れはないか、あっても極めて少ないということを想定しまして、仮名し過ぎを排除するというをゴールとしています。判決文の中でシステムが仮名すべきと判断した箇所を一つ一つ全て確認して、高速な仮名処理を実施するという、このシナリオでは全文シナリオで実施した作業の一部を省略した形になっております。

次の 12 ページ目は、実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ 1 の全文確認修正では約 13 分かかっておりました。シナリオ 2 の機械出力のみの修正では約 4 分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に 1 件 30 から 60 分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の 13 ページ目です。ダブルチェックを前提として 1 件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約 20 万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16 人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約 4,400 万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですがけれども私の発表は以上となります。ありがとうございました。

2問 指定法人は、法務省の承認を受けて、業務の一部を他の者に委託でき、また、委託を受けた者は、指定法人の同意を得て、業務の一部をさらに再委託できることとなっているところ、委託、再委託されることにより、情報漏洩のリスクが高まるのではないかと懸念されるが、リスクを手当する方策として、どのようなものが予定されているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。
- 法務省としては、業務委託が行われることによって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、情報セキュリティの適切な確保の観点も含め、承認の可否について適切に判断してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて

行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

3問 民事裁判情報の中には、いじめや学校などでの事故、虐待事件や性被害に対する損害賠償請求事件など、未成年の子どもや家庭に関する高度にプライバシーに及ぶ情報が含まれるところ、仮名処理したとしても、報道やSNSなどの情報を合わせることにより、当事者が特定されるリスクは消えないと思うが、これに対してどのような対応がなされるのか、法務当局に問う。

- （ご指摘のとおり、）民事裁判情報には、訴訟関係者の権利利益に特に配慮する必要がある事案も含まれ得る。
- そのため、本制度においては、
  - ・ 法務省令及び業務規程の定めるところに従い、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行うことに加えて、
  - ・ そもそも、指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象となった情報については取得しない
  - ・ 個別の事情を踏まえた申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行うことにより、事案の性質に応じた訴訟関係者の権利利益に対する配慮を行うこととしている。
- この申出の処理に関する事項は、指定法人の業務規程の必要的記載事項とされた上で、法務大臣が認可することとなるが、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）では、
  - ・ 民事裁判情報が利用者に提供される前の段階においても、訴訟関係者等による追加的な仮名処理を求める申出を受け付けることが考えられる

- ・ そのために指定法人が行う第一次的な仮名処理の基準を公開することが考えられるなどと指摘されている。

○ 法務省としては、有識者検討会における議論も参考にしながら、訴訟関係者の権利利益に対する適切な配慮が行われるよう、業務規程の認可等を通じて、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

(参考2) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

(参考3) 苦情の申出の時点に関する有識者検討会における議論(民事判決情報データベース化検討会報告書第5・5(2)ウ及び(3)ウ〔43・44ページ〕)

(2) 仮名処理に関する事後的な措置について

ウ 個別の事情に応じて第一次的な処理の基準を超える仮名処理を求める申出は、情報管理機関が仮名処理済みの民事裁判情報を利用者に提供した後に、一次的な利用者から提供を受けるなどして前記2(1)の基準に沿った仮名処理以上の処理が必要であると考えた者によって行われることが多いと考えられる。もっとも、情報管理機関が利用者に提供する前であっても、申出をする者が電子裁判書の内容及び前記2(1)の基準による仮名処理の対象となる情報を知っていれば、更に仮名処理を求める情報を特定して当該情報について追加的な処理を求めるなどといった方法に

より申出を行うことが可能である。そして、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点からは、情報管理機関が利用者への提供を行う前に申出が行われた場合には、これを拒絶する積極的な理由はないと考えられる。このような場合には、情報管理機関において必要な措置を行った上で民事裁判情報を利用者に提供することが考えられる。

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

更問 いじめを受けた子どもの学校名は、一次的な仮名処理の対象となるのか、それとも申出による追加的な仮名処理の対象となるのか。

- 訴訟関係者等の申出によることなく行う一次的な仮名処理の基準については、本法律案第13条第1項に基づいて定められる法務省令のほか、指定法人の業務規程に定められることとなる。
- 具体的な基準の在り方については、(本法律案が成立すれば)今後検討することとなるが、その際には、現在行われている仮名処理の在り方も参考としつつ、御指摘のような方の権利利益と明確かつ一義的な仮名処理基準を定めるべきこととの双方に配慮しながら、適切に対応してまいりたい。

(参考) 適切な対応として考えられること

いじめやDV、性犯罪などの被害者による損害賠償請求事案等の一層の配慮を要する事案においては、法人の名称、店舗の名称、病院の名称、駅の名称、地名等の固有名詞についても一次的な仮名処理の対象とすること

などが考えられる。

4問 女性のDV被害や性犯罪被害、ストーカー等の被害者に係る損害賠償請求などの訴訟についても、判示される内容は高度にプライバシーに及ぶ情報が含まれる。仮名処理がなされるところとしても、被害者としては、自らの判決が民事裁判情報として、指定法人に管理・利用されるということにすら、嫌悪感を感じる方も一定数いるのではないかと、それにより訴訟提起や判決を躊躇することになるのではないかと懸念もあるが、それに対する手当はあるのか、法務当局に問う。

- 御懸念の点については、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においても議論されたところ、
  - ・ 御指摘のような事案に係る民事裁判情報についても、同種事案において参考にするべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかにされたりするものが少なからずあること
  - ・ これらを活用することで、むしろ同種事案の解決に役立ち、適切な権利の実現に資することになることから、指定法人は、これらの事案を含め、あらゆる事案の民事裁判情報を取得し、データベースに収録する必要があるとされた。
- 本法律案では、指定法人による民事裁判情報の取得・管理・提供の各場面において訴訟関係者の権利利益に対する配慮をしており、具体的には、
  - ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象になった情報を取得しない、
  - ・ 保有する民事裁判情報等については、目的外使用を禁止するとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じる、
  - ・ 利用者への提供に当たっては、氏名、生年月日その他の特

定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行う、

- ・ 個別の事情を踏まえた申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行うこととしている。

- また、このような取扱いが適切に行われるよう、法務大臣は、
  - ・ 業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人を、全国に一つに限って指定し、
  - ・ 業務規程の認可や業務委託の承認等を通じて業務に関する監督を行い、
  - ・ 必要に応じて報告徴求や立入検査を行い、監督命令や指定の取消し等の行政処分を行うこととしている。

- さらに、本法律案では、指定法人の役員、職員等が保有民事裁判情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときには罰則を科すこととしている。

- 法務省としては、（本法律案が成立した暁には、）こうした制度の内容を適切に周知するなどして、訴訟手続を利用しようとする方々が躊躇を覚えることのないよう、努めてまいりたい。

（参考1）収録の必要性に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・1(2)〔14～15ページ〕）

(2) 訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案について

ア 前記第2の意義を実現するためには、情報管理機関が網羅的に民事裁判情報を取得する必要がある。もともと、民事裁判情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれる。こうした事案類型に係る民事裁判情報については、

訴訟関係者の権利利益に特に配慮する観点から、情報管理機関が裁判所から取得せず、基幹データベースに収録しないという考え方もあり得るように思われる。

イ しかしながら、こうした事案類型についても、同種事案において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかにされたりする可能性があることからすれば、利活用の必要性は否定できず、むしろ参考とされることで同種事案における適切な権利の実現に資することとなると考えられる。そうすると、こうした事案類型についても、これに該当することのみをもって利活用の途を閉ざすことは相当ではなく、訴訟関係者の権利利益に配慮するための方策を講じた上で基幹データベースに収録するのが望ましいと考えられる。

#### (参考2) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

#### (参考3) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

#### (参照条文)

##### ○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

##### (秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をするこ

とができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2～8 （略）

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2～4 （略）

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、

公然と知られていないものをいう。

7～11 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換

えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

令和7年4月25日(金)  
篠田 奈保子 議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

5問 原告又は被告であった当事者が、民事裁判情報に収録された判決を、自らに関する判決であると明示してネット上に掲載することが想定されるが、そのような仮名処理を無にする行為があった場合、どのような対処がなされるのか、法務当局に問う。

- 現行制度の下でも、民事訴訟の当事者であった者は、裁判所から判決書の送達を受け、仮名処理の行われていない情報を保有することとなるから、御指摘のような行為は、本制度の有無にかかわらず行われ得るものと承知。
- しかし、こうした行為によって他人の権利利益を侵害したような場合には、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、名誉毀損については、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分が命ぜられることもあるものと承知。
- 本制度の下でも、御指摘のような行為に対しては、事案に応じ、こうした民事一般法に基づく権利救済が図られることとなる。
- 他方、これら(のほか名誉毀損罪等の刑事罰)に加えて利用者の行為を規制する新たな規律を設けることは、民事裁判情報の自由な利活用を過度に阻害することになりかねず、相当でないと考えている。

(参照条文)

- 民法(明治二十九年法律第八十九号)

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(名誉毀損における原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

6問 集約された民事裁判情報は、今後、年限を決めずに未来永劫保管され、提供され続けるのか、法務当局に問う。

- 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定している。
- こうした制度の趣旨に照らせば、仮名処理後の民事裁判情報は、基幹データベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘もあった。
- 具体的な保管期間は、本制度の趣旨と所要の費用を踏まえた提供料金とのバランスを考慮しつつ、まずは指定法人において検討されるべきものであるから、一概にお答えすることは困難であるが、法務省としては、基幹データベースが安定的に広く利用者の用に供されるよう、状況に応じて必要な対応をしてまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報について

仮名処理前の民事裁判情報については、有識者会議において、「情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。」旨指摘されている。仮名処理前の民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所等を含むものであり、その保管期間は、仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性や必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、指定法人において検討されることとなる。

(参考2) 仮名処理前後の民事裁判情報の取扱いについて (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(7)ア～ウ [39～40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もっとも、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

ウ これに対して、仮名処理後の民事裁判情報については、利用者の様々なニーズを想定し、網羅的に民事裁判情報を収集し、偏りのないデータを集積するという基幹データベースの役割に照らして、数年の単位にとどまらず、できるだけ長く保管するのが望ましいと考えられ、原則として消去せずに保管をすべきである。もっとも、適切な形で保管するには相応の費用等を要することから、健全な運営を図る観点か

ら一定の限度があることはやむを得ないと考えられる。 将来消去の要否を検討するに当たっては、技術の進歩等により、より低廉な価格で多くの民事裁判情報を保管することが可能になることも十分に想定されることから、その時々<sup>1</sup>の技術水準を踏まえ、基幹データベースの役割が十分に発揮されるような保管期間を検討することが望まれる。

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
篠田 奈保子 議員(立憲)

7問 電子データで利用できることになれば、民事裁判情報がより人の目に触れることとなるから、仮名処理されるところとしても、関係者のプライバシーの保護のための対応ができるように、民事訴訟の関係者に対して、訴訟記録の閲覧制限の制度や住所・氏名等の秘匿制度、指定法人が行った仮名処理に対する苦情申立て制度について、適切な周知を行うべきではないか、具体的な周知方法を含め、法務大臣に問う。

- (繰り返しになるが) 本制度では、訴訟関係者のプライバシー等の権利利益に配慮するため、
- ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧<sup>とう</sup>等制限決定の対象となった情報については取得しない
  - ・ 利用者への提供に当たっては、法務省令及び業務規程の定めるところに従い、特定の個人を識別することができる情報等に<sup>かめい</sup>仮名処理を行う
  - ・ 申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行う
- 等の仕組みを設けることとしている。



- このような訴訟関係者等の権利利益を保護するための仕組みが適切に機能するためには、（御指摘のとおり、）訴訟関係者等に対する制度の適切な周知が重要。
- 特に、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）においては、追加的な仮名処理の申出の参考となるよう、第一次的な仮名処理の基準をあらかじめ公表するなどの必要性も指摘されている。
- 法務省としては、訴訟関係者ができる限り負担なく、適切な申出等を行うことができるよう、指定法人や日本弁護士連合会等の関係機関とも連携しながら、本制度の適切な周知・広報に取り組んでまいりたい。

（参考1）追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

（参考2）民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・5(3)〔44ページ〕）

- (3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について
  - ア・イ （略）

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

【責任者：司法法制部司法法制課 早瀬課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

篠田 奈保子 議員(立憲)

8問 民事裁判情報の提供料金は、どの程度の額を想定しているのか、また、現在の民間の事業者による提供料金を目安として提供料金を設定しただけなのか、法務大臣に問う。

- 本制度においては、
  - ・ 民間の判例データベース事業者等の一次利用者が指定法人から提供を受けた民事裁判情報に判例解説や高度な検索機能等を付加した利便性の高いデータベースを整備・提供し、
  - ・ 国民等の幅広い利用者は一次利用者の提供する製品・サービスを二次的に利用することを想定している。
  
- こうした一次利用者が二次利用者に民事裁判情報を提供する料金については、民間事業者の事業活動であり、自由競争に委ねられるべきものであるから、法務省において直接その設定に関与することは適切ではないと考えている。
  
- 他方、(一次利用者からの提供料金は、指定法人から



一次利用者に対する提供料金の影響も受けると考えられるところ、) 本法律案においては、指定法人が一次利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。

- 法務省としては、業務規程の認可を通じて指定法人の提供料金が不当に高額なものとならないよう留意しつつ、二次利用の状況についても、情報収集に努め、必要に応じて適切な対応を検討してまいりたい。

(参考) 二次利用の状況を踏まえて行う対応の例

例えば、一次的な利用者の提供料金が高騰しているようであれば、指定法人を通じてその原因を分析し、指定法人の提供料金に原因があるのであれば、提供料金をより低廉なものとするための検討(より効率的な仮名処理を行うための人的・物的体制の見直しなど)を行うことが考えられる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第

四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】